

東三河広域連合監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年2月26日

東三河広域連合監査委員
同

古池弘人
星野隆輝

定例監査の監査結果に基づく措置結果 令和4年度定例監査

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措 置 結 果	措置通知 年月日
総務部	総務課	4-1	意見	東三河ブランド推進事業の業務仕様書において、テストマーケティングの開催曜日など経費算定に関わる事項を明記せず広域連合と協議としているが、入札条件が曖昧となり適正な競争が阻害されるおそれがあるので、できる限り事業内容を示すなど適切な事務処理に努められたい。 また、テストマーケティングと東三河物産展開催事業は、物販を通し東三河の特産品のPRという点で同じであり実施内容も類似している。今後、両事業の違いを明確にするなり事業を統合するなど、考え方を整理するよう努められたい。	令和5年度の業務仕様書は、開催曜日など経費算定に関わる事項を含め、事業内容を明記した。 また、東三河ブランド推進事業と東三河物産展開催事業は、事業の推進手法が共通していることから、令和5年度は両事業を一体的に実施し、ブランドづくりと販路拡大の相乗効果、事業の効率性向上を目指すこととした。	R5. 5. 17
		4-1	意見	地域産業人材育成業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約しているが、理由書の記載が不十分である。履行可能な者が一者に特定される場合にはその根拠を整理し理由を具体的に記載するなど、随意契約ガイドラインに基づき適切な事務処理に努められたい。	令和4年1月に制定した東三河広域連合随意契約ガイドラインにより、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする場合は、真に当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうかについて十分精査する旨を各課へ周知している。今後一者随意契約とする場合には、根拠及び理由を明記した随意契約理由書を作成することとした。 ただし、地域産業人材育成業務については令和4年度をもって終了した。	R5. 5. 17
都市計画部	都市計画課	4-1	意見	航空写真撮影およびDMデータ修正業務において、仕様書第19条（成果品の帰属）には「受託者が独自に開発したソフトウェア等の成果品」とあるが、第40条（成果品）にはソフトウェアについては納入すべき成果品として記載されていない。成果品の帰属については、入札条件を示す重要な条項であり曖昧な表現は、競争を阻害するおそれがあるため、仕様書の作成においては十分なチェック体制を保持し適切な事務処理に努められたい。	記載内容に曖昧な表現がないように、複数人で内容を確認し作成するチェック体制に見直した。 成果品の帰属に関する記述については、成果品として記載された内容に限定した記載とするよう、令和5年4月3日に課内会議で周知徹底を図った。	R5. 6. 8

定例監査の監査結果に基づく措置結果 平成30年度定例監査

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措 置 結 果	措置通知 年月日
総務部	総務課	30-1	意見	広報誌記事作成委託業務において、平成28年度にプロポーザル方式で業者を選定以後、当該業者と一者随意契約をしていたので、再度プロポーザル方式で業者を選定するなど適切な事務処理に努められたい。	当該業務においては、令和2年度より指名競争入札を実施している。	R5. 5. 31
		30-1	意見	旅行雑費の支出において、各課で取扱いが異なる事例が散見されたので、基準を明確にするなど適切な運用に努められたい。	令和3年10月に旅費の手引きを作成し、統一した運用を開始した。	R5. 5. 31